

志學館大学特任教員規程

(目 的)

第1条 この規程は、志學館大学の特任教員の勤務及び報酬等に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 特任教員とは、第3条の要件を満たし、専任教員としてもっぱら授業を担当する者をいう。

(資 格)

第3条 特任教員は、本学の教育上特に必要な人材であって、次の各号の一に該当する者で理事長が適当と認めた者とする。

- (1) 本学の専任教員であった者で定年その他の理由で退職した者
- (2) 専攻分野について特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(契 約)

第4条 特任教員は期間を定めた契約とし、必要がある場合は契約を更新することができる。

(勤 務)

第5条 特任教員の勤務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 授業担当時間数は、1週当たり6時間以上とする。
- (2) 本学の運営上必要があるときは、教授会等に出席を求め、又は大学業務の一部を分担させることがある。

(雑 則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長と協議のうえ、学長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。